

平成22年4月1日

保健福祉局長決定

京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護基盤の整備及び円滑な開設を支援するため、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、地方独立行政法人又は診療所、病院の開設者（以下「法人等」という。）が、本市域内において実施する次条第2項に規定する介護福祉施設の整備に伴う施設開設準備事業、定期借地権設定事業又は、介護福祉施設の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入事業（以下「事業」という。ただし、次条第2項を除く。）において、第3条に規定する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義を以下の各項のとおり定める。

2 介護福祉施設 次の各号に掲げる施設をいう。

- (1) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム及び併設されているショートステイ用居室
- (2) 老人福祉法第5条の2第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業（老人福祉法第10条の4第1項第4号の措置に係る者に対する事業を除く。）を行う施設
- (3) 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業（老人福祉法第10条の4第1項第5号の措置に係る者に対する事業を除く。）を行う施設
- (4) 老人福祉法第5条の2第7項に規定する複合型サービス福祉事業（老人福祉法第10条の4第1項第6号の措置に係る者に対する事業を除く。）を行う施設
- (5) 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホーム
- (6) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホーム（ケアハウス）。ただし、介護保険法第8条第11項に規定する特定施設入居者生活介護又は第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。
- (7) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (8) 介護保険法第8条第29項に規定する介護医療院
- (9) 介護保険法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う施設

3 基金等 京都府地域密着型サービス等整備助成事業補助金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金をいう。

4 国基金要領 地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成 26 年 9 月 12 日付け医政発 0912 第 5 号、老発 0912 第 1 号、保発 0912 第 2 号厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長通知）をいう。

（補助対象経費）

第 3 条 補助の対象とする経費は、事業に必要な次の各号に掲げる経費（基金等の交付対象となる経費に限る。）とする。

- （1）開設準備経費 介護福祉施設の開設前 6 箇月間の需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事費又は工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費及び委託料。ただし、地方公務員法第 4 条第 1 項に規定する職員の給与を除く。
- （2）定期借地権設定に基づく一時金 施設整備の用地確保のために設定する定期借地権（設定期間が 50 年以上のものに限る。）に基づき授受される一時金（借地代の前払いの性格を有するものに限る。）
- （3）介護福祉施設の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT の導入経費 介護福祉施設において、次の表に該当する大規模修繕（助成を受けているかは問わない。）を実施する際にあわせて行う国基金要領別記 2 の 2 の (29) のロに規定する介護テクノロジー導入支援事業に必要な経費

表

区分	内容
施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
施設の付帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事

（注）一定年数は、おおむね 10 年とする。

（補助金の額）

第 4 条 補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）施設開設準備事業又は、介護福祉施設の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICT の導入事業に係る補助金の額は、別表に定める補助基準額と前条第 1 号及び第 3 号に規定する経費を比較して、少ない方の額とする。

- (2) 定期借地権設定事業に係る補助金の額は、別表に定める補助基準額と前条第2号に規定する経費を比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額とする。
- 2 前項で算出した補助金の額が基金等の交付決定額を上回る場合は、基金等の交付決定額を限度とする。
- 3 第1項で算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 条例第9条の規定による申請は、事業の着手前に京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 事業計画(第2号様式)
- (2) 建物の位置図、配置図、平面図
- (3) 第3条の補助対象経費の算定根拠となる資料(第2号に規定する経費にあつては、定期借地権設定に基づく一時金の額を証する資料、路線価額算定資料(税理士等が作成したものに限る。)、土地登記簿謄本、地積測量図及び公図等
- (4) 収支予算書
- (5) 法人の定款、寄付行為又は約款(ただし、申請者が個人事業主である場合を除く。)
- (6) その他参考となる書類
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合に限り、事業を行う法人等は交付決定前着手届(第3号様式)により市長に届け出たうえで、次条による決定前に事業に着手することができる。この場合において、条例第9条の規定による申請は、前項に規定された申請書及び添付書類により、市長が別に指示する日までに行わなければならない。
- 3 事業を行う法人等は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、条例第9条の規定による申請が到達してから30日以内に申請内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付予定額を決定し、文書(第4号様式)により交付条件等を付して申請者に通知する。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付を受ける場合には、次の各号の条件が付されるものとする。

- (1) 第5条の規定に基づき申請された事業の内容を変更(条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更を除く。)し、又は事業を中止し、若しくは事業を廃止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (5) この補助金と重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (7) 市長の承認を受けて財産を処分する場合は、「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分承認基準」に定める財産処分納付金の額を直ちに返還しなければならない。
- (8) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本市に納付させることがある。

(変更等の承認の申請)

第8条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分に係る市長の承認の申請は、「京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金変更承認申請書(第5号様式)」によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助対象事業に変更がなくかつ以下のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 交付予定額の変更を伴わない事業計画の変更
- (2) 補助基準額の変更に伴う交付予定額の変更

(事業完了の届出)

第9条 条例第18条の規定による実績報告は、事業が完了した日から60日を経過した日又は事業が完了した年度の3月31日のいずれか早い期日までに、京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金事業実績報告書(第6号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し

て、行わなければならない。

- (1) 事業報告（第7号様式）
- (2) 建物の位置図、配置図、平面図
- (3) 第3条の補助対象経費の算定根拠となる資料（第2号に規定する経費にあつては、定期借地権設定に係る契約書、路線価額算定資料（税理士等が作成したものに限る。）、土地登記簿謄本、地積測量図及び公図等）
- (4) 補助対象経費に係る請求書及び納品書
- (5) 収支決算書
- (6) その他参考となる書類

2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項に基づく事前着手を届け出た法人等が、第6条に基づく市長の通知日以前に事業を完了した場合は、当該通知後60日以内又は事業が完了した年度の3月31日のいずれか早い期日までに前項に規定された報告書及び添付書類により、条例第18条の規定による実績報告を行わなければならない。

3 事業を行う法人等は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第10条 市長は、条例第18条の規定による報告を受けてから30日以内に、その報告内容が補助金の交付の決定の内容及び付した条件に適合するか否かを確認し、適合すると認めるときは、補助金の交付額を決定し、その旨を文書（第8号様式）により申請者に通知する。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 補助事業者は、補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第9号様式）により市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合、当該仕入控除税額の全部又は一部を納付させることがある。

（その他）

第12条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、所管部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成24年9月30日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効の日以前に補助金の交付申請のあった事業について、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず、この要綱の失効の日以後もなおその効力を有する。

(経過措置)

- 4 この要綱による改正前の京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付要綱（以下「旧補助金要綱」という。）に基づき、平成22年3月31日までに交付決定を行った補助金については、旧補助金要綱の規定は、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年1月11日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成24年9月30日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効の日以前に事業実績報告のあった事業について、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず、この要綱の失効の日以後もなおその効力を有する。

(経過措置)

- 4 この要綱による改正前の京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により行われた申請及び実績報告は、改正後の要綱の規定により行われた申請及び実績報告とみなす。
- 5 旧要綱の規定により行われた申請及び実績報告に係る決定通知その他の手続は、改正後の要綱の規定により行われたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成25年9月30日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成26年9月30日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の失効の日以前に事業実績報告のあった事業について、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず、この要綱の失効の日以後もなおその効力を有する。

(経過措置)

- 4 この要綱による改正前の京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により行われた申請及び実績報告は、改正後の要綱の規定により行われた申請及び実績報告とみなす。
- 5 旧要綱の規定により行われた申請及び実績報告に係る決定通知その他の手続は、改正後の要綱の規定により行われたものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- （要綱の失効）
- 2 この要綱は、平成27年9月30日限り、その効力を失う。
 - 3 この要綱の失効の日以前に事業実績報告のあった事業について、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず、この要綱の失効の日以後もなおその効力を有する。

（経過措置）

- 4 この要綱による改正前の京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により行われた申請及び実績報告は、改正後の要綱の規定により行われた申請及び実績報告とみなす。
- 5 旧要綱の規定により行われた申請及び実績報告に係る決定通知その他の手続は、改正後の要綱の規定により行われたものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- （経過措置）
- 2 この要綱による改正前の京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により行われた申請及び実績報告は、改正後の要綱の規定により行われた申請及び実績報告とみなす。
 - 3 旧要綱の規定により行われた申請及び実績報告に係る決定通知その他の手続は、改正後の要綱の規定により行われたものとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- （経過措置）
- 2 この要綱による改正前の京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定により行われた申請及び実績報告は、改正後の要綱の規定により行われた申請及び実績報告とみなす。

- 3 旧要綱の規定により行われた申請及び実績報告に係る決定通知その他の手続は、改正後の要綱の規定により行われたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この改正後の京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日以後の申請に係る事業に対する補助金について適用し、同日前の申請に係る事業に対する補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この改正後の京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付要綱の規定は、令和元年10月1日以降に完了した事業に対する補助金について適用し、同日前に完了した事業に対する補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年9月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱及びこの要綱の改正後の京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付要綱第4条に定める別表の規定は、令和7年1月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表

補助対象事業	施設種別	補助基準額
介護施設等の施設開設準備経費等支援事業	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	定員1人当たり 989千円 ※小規模多機能、 看護小規模多機能 居宅介護支援事業 所は宿泊定員数と する。
	介護老人保健施設	
	介護医療院	
	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る）	
	養護老人ホーム（定員30人以上のものに限る。）	
	認知症高齢者グループホーム	
	小規模多機能型居宅介護事業所（※）	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所（※）	
	訪問看護ステーション（大規模化又はサテライト型事業所の設置に伴うものに限る。）	1施設当たり 4,960千円
	養護老人ホーム（定員29人以下のものに限る。）	定員1人当たり 496千円
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1施設当たり 16,600千円
定期借地権設定のための一時金の支援事業	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	当該施設等を整備する用地に係る国税局長が定める路線価（路線価が定められていない地域においては、固定資産税評価額に国税局長が定める倍率を乗じて得た額）の2分の1
	介護老人保健施設	
	介護医療院	
	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る）	
	養護老人ホーム	
	認知症高齢者グループホーム	
	小規模多機能型居宅介護事業所	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	
介護施設等の大規模修繕の際に併	特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	定員1人当たり 496千円
	介護老人保健施設	※小規模多機能、

せて行う介護ロボット・ICTの導入支援	介護医療院	看護小規模多機能 居宅介護支援事業 所は宿泊定員数と する。
	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る）	
	養護老人ホーム（定員30人以上のものに限る。）	
	認知症高齢者グループホーム	
	小規模多機能型居宅介護事業所（※）	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所（※）	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1施設当たり 8,250千円
	養護老人ホーム（定員29人以下のものに限る。）	定員1人当たり 248千円

第 1 号様式（第 5 条関係）

京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付申請書

（あて先）京都市長	年 月 日
法人等の所在地	法人等の名称及び代表者の氏名 電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により、補助金の交付を申請します。	
名 称	
施 設 種 別	
所 在 地	
補 助 対 象 経 費	☐ 開設準備経費 ☐ 定期借地一時金 ☐ 介護ロボット・ICT
費 用 の 総 額	
交 付 申 請 額	
補 助 事 業 完了予定年月日	

事業計画

(1) 名称

(2) 所在地

(3) 種別

(4) 併設種別

(5) 設置主体及び運営主体

(6) 定員・ユニット数

(7) 施設の構造 造階建て

(8) 敷地面積 m²

(9) 延床面積 全体面積 _____m²、補助対象種別延床面積 _____m²

(10) 敷地所有区分 自己所有・賃借（定期借地50年以上・その他）・買収
（敷地所有者名 ）

(11) 建物所有区分 自己所有・賃借（定期借家 年以上・その他）・買収
（建物所有者名 ）

(1) 開設準備經費

ア 補助基準額 人・施設× 千円= 円

イ 補助対象経費

	経 費 内 容	単価等	所要額
6 箇月前			
5 箇月前			
4 箇月前			
3 箇月前			
2 箇月前			
1 箇月前			
合 計			

ウ 財源内訳

(ア) 京都市補助金（上記アとイの少ない方の額） _____円

(イ) 設置者負担金 _____円

(内訳) 自己資金 _____円

借入金 _____円

寄付金 _____円

(ウ) 合 計 _____円

(2) 定期借地一時金

ア 補助基準額

路線価額 _____円 $\times 1 / 2 \times$ 敷地面積 _____ $m^2 =$ _____円

イ 定期借地一時金（借地代の前払いの性格を有するものに限る。） _____円

ウ 財源内訳

(ア) 京都市補助金（上記アとイの少ない方の額 $\times 1 / 2$ ） _____円

(イ) 設置者負担金 _____円

(内訳) 自己資金 _____円

借入金 _____円

寄付金 _____円

(ウ) 合 計 _____円

(3) 介護ロボット・ICT

ア 補助基準額 _____人・施設 $\times$ _____千円 = _____円

イ 補助対象経費 _____円

(内訳)

ウ 財源内訳

(ア) 京都市補助金（上記アとイの少ない方の額） _____円

(イ) 設置者負担金 _____円

(内訳) 自己資金 _____円

借入金 _____円

寄付金 _____円

(ウ) 合 計 _____円

3 その他参考事項

第3号様式（第5条第2項関係）

年 月 日

（あて先）京都市長

法人等の所在地

法人等の名称

代表者氏名

年度京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付決定前着手届

上記事業について、別記条件を了承のうえ、下記のとおり交付決定前に着手したいので京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付要綱第5条第2項の規定により届け出ます。

記

1 施設名称

2 総事業費 円

3 着手予定年月日 年 月 日

4 終了予定年月日 年 月 日

5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金の交付決定を受けるまでの期間に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業を行う法人等が負担すること。
- 2 補助金の交付決定を受けた補助金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 事業の着手から補助金の交付決定を受けるまでの期間内は、当該事業の計画変更を行わないこと（ただし、第8条第2項に該当する場合を除く）。

第4号様式（第6条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付通知書

様

京 都 市 長
(担当)

年 月 日付けで申請がありました京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金については、京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付の可否 ☐交付 ☐不交付（理由 ）
- 2 交付予定額 金 円（施設名称 ）
- 3 交付条件
 - （1）この補助金は、要綱第5条の規定に基づき申請された事業に関するもの以外に支出してはなりません。
 - （2）要綱第5条の規定に基づき申請された事業の内容を変更（条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更を除く。）し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければなりません。
 - （3）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。
 - （4）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しなければなりません。
 - （5）事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。
 - （6）この補助金と重複して、他の補助金の交付を受けてはなりません。
 - （7）事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、

又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはなりません。

- (8) 市長の承認を受けて財産を処分する場合は、「厚生労働省所管一般会計補助金に係る財産処分承認基準」に定める財産処分納付金の額を直ちに返還することしなければなりません。
- (9) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本市に納付させることがあります。
- (10) 補助事業完了後に申告により補助金に係る消費税及び地方交付税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(第9号様式)により市長に報告しなければなりません。
- (11) 上記の各号のほか、この補助金は「要綱」に定める各条項に従って使用されなければなりません。
- (12) 上記各号に違反した場合には、この補助金の全部又は一部の償還を命ずることがあります。

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日(京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。)。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日(京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第 5 号様式（第 8 条関係）

京都市介護福祉施設開設準経費等補助金変更承認申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
法人等の所在地	法人等の名称及び代表者の氏名
	電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 1 条の規定により、補助金の交付申請について以下のとおり変更します。

変更前	変更後

第 6 号様式（第 9 条関係）

京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金事業実績報告書

(あて先) 京都市長	年 月 日
法人等の所在地	法人等の名称及び代表者の氏名 電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 8 条の規定により、事業実績を報告します。	
名 称	
施 設 種 別	
所 在 地	
補 助 対 象 経 費	☐ 開設準備経費 ☐ 定期借地一時金 ☐ 介護ロボット・I C T
費 用 の 総 額	
交 付 申 請 額	
補 助 事 業 完 了 年 月 日	

事業報告

(1) 名称

(2) 所在地

(3) 種別

(4) 併設種別

(5) 設置主体及び運営主体

(6) 定員・ユニット数

(7) 施設の構造 _____造_____階建て

(8) 敷地面積 m²

(9) 延床面積 全体面積 _____m²、補助対象種別延床面積 _____m²

(10) 敷地所有区分 自己所有・賃借（定期借地50年以上・その他）・買収
（敷地所有者名 _____）

(11) 建物所有区分 自己所有・賃借（定期借家 年以上・その他）・買収
（建物所有者名 _____）

(1) 開設準備經費

ア 補助基準額 $\frac{\text{人} \cdot \text{施設}}{\text{人} \cdot \text{施設}} \times \frac{\text{千円}}{\text{千円}} = \frac{\text{円}}{\text{円}}$

イ 補助対象経費

	経 費 内 容	単価等	所要額
6 箇月前			
5 箇月前			
4 箇月前			
3 箇月前			
2 箇月前			
1 箇月前			
合 計			

ウ 財源内訳

(ア) 京都市補助金 (上記アとイの少ない方の額) _____円

(イ) 設置者負担金 _____円

(内訳) 自己資金 _____円

借入金 _____円

寄付金 _____円

(ウ) 合 計 _____円

(2) 定期借地一時金

ア 補助基準額

路線価額 _____円 $\times 1 / 2 \times$ 敷地面積 _____ $m^2 =$ _____円

イ 定期借地一時金 (借地代の前払いの性格を有するものに限る。) _____円

ウ 財源内訳

(ア) 京都市補助金 (上記アとイの少ない方の額 $\times 1 / 2$) _____円

(イ) 設置者負担金 _____円

(内訳) 自己資金 _____円

借入金 _____円

寄付金 _____円

(ウ) 合 計 _____円

(3) 介護ロボット・ICT

ア 補助基準額 _____人・施設 $\times$ _____千円 = _____円

イ 補助対象経費 _____円

(内訳)

ウ 財源内訳

(ア) 京都市補助金 (上記アとイの少ない方の額) _____円

(イ) 設置者負担金 _____円

(内訳) 自己資金 _____円

借入金 _____円

寄付金 _____円

(ウ) 合 計 _____円

3 その他参考事項

第8号様式（第10条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金交付額確定通知書

様

京 都 市 長
(担当)

年 月 日付け京都市指令 第 号で交付決定した京都市介護福祉施設
開設準備経費等補助金については、年 月 日付けで提出された事業実績報告に
基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

交付確定額 金 円 (施設名称)

(教示)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第9号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）京都市長

法人等の所在地

法人等の名称

代表者の氏名

年度京都市介護福祉施設開設準備経費等補助金に係る消費税及び
地方消費税の額の確定に伴う報告書

年 月 日付け京都市指令 第 号で交付決定した上記補助事業に関する
年度消費税及び地方消費税の額について下記のとおり確定しましたので、京都市介護福祉
施設開設準備経費等補助金交付要綱第11条の規定により、報告します。

記

1 施設名称

2 所在地

3 補助金額（市長が確定通知書により通知した額）

円

4 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税
に係る仕入控除税額（要補助金返還額）

円

注 別紙として積算の内訳等、4の金額がわかるものを添付してください。